

「喜多方市小学校農業科」制度に見る普通教育としての 食料生産に関する技術・職業教育の取り組みと課題

坂口 謙一

1. 本小論の目的と背景

すべての子ども・青年のための普通教育としての技術教育は、ユネスコとILOが綱領化したグローバルスタンダードに則すならば、「技術・職業教育 (Technical and Vocational Education)」あるいは「技術・職業教育・訓練 (Technical (and) Vocational Education and Training; TVET)」の一環に位置づけられ、「技術および労働の世界への手ほどき (an initiation to technology and to the world of work)」として営まれるべきと考えられている⁽¹⁾。換言すれば、国際的には、「働きがいのある人間らしい労働 (ディーセントワーク)」に支えられて、人間らしく尊厳を持って生きるためには、すべての子ども・青年たちに「技術および労働の世界への手ほどき」が不可欠であると考えられてきた。本小論は、大きくは、こうしたグローバルスタンダードに則して、日本の普通教育としての技術・職業教育の課題を検討しようとするものである⁽²⁾。

日本の普通教育としての技術・職業教育は、制度としては中学校のみに設けられた必修の技術科、すなわち必修として行われる技術・家庭科のうちの「技術分野」が唯一担っているに過ぎず、他の先進諸国と比較すると極めて貧困な状態に置かれている。また技術科は、国の教育課程基準により、内容面でプロジェクト学習型生活主義⁽³⁾が基調とされているため、身近な

家庭生活に焦点が向けられがちになるなど、「技術および労働の世界への手ほどき」としては認めにくい部分を少なからず含んでいる。

こうした状況下において、日本の学校教育界では、2000年代に入って以降のいわゆる地方分権化時代が到来するなかで、地域特有の新たな技術・職業教育に関する取り組みが現れるようになったことが注目される。長野県諏訪市や富山県高岡市など、製造業が主要な地場産業に位置づく一部地域において、公立小・中学校が地元企業や地域住民と連携しながら、地域独自の小・中一貫「ものづくり」教育を行う動き⁽⁴⁾もその一つである。

本小論が以下において焦点を当てる福島県「喜多方市小学校農業科」(以下、「農業科」とする)は、大きくはこのような近年の公立義務学校内の技術・職業教育に関する新たなうねりのなかに位置づくものである。ただし、この「農業科」は、諏訪市など他の地域に出現している工業・製造業に関する技術・職業教育ではなく、農業に関する技術・職業教育であること、また、小学校段階に限られた取り組みであることが特徴的である。

「農業科」は、喜多方市の公立小学校に特有の教育活動として2007年度に発足した。現行の「農業科」制度は、市立小学校全17校が、「総合的な学習の時間」の一環として、「農業科」という名称のもとに行っている必修の教育活動

のことである。年間標準授業時数は35時間とされている。日本の市町村立義務教育学校が、設置者全域で「農業科」という名称の教育活動を実施しているのは、この喜多方市のみである。

本小論は、この「農業科」の教育制度に注目することを通して、小学校段階の農業すなわち食料生産に関する「技術および労働の世界への手ほどき」をめぐる若干の論点整理を行うものである。技術・職業教育の観点からの「農業科」を主題とした学術研究は、管見の限り皆無であり、市内の中学校教員による簡単なりポート⁽⁵⁾があるに過ぎない。

2. 本小論の課題と方法

本小論は、上述のように、喜多方市が日本の公立義務教育学校において唯一開設・実施している「農業科」の教育制度に注目し、フィールドワーク的な手法による調査・分析を通して、普通教育としての技術・職業教育の観点から、当該制度の特徴と教育的意味、および今後の教育課題を明らかにしようとするものである。

具体的には、喜多方市教育委員会（以下、市教委とする）が策定した「農業科」の教育課程編成に関する基準を主要な調査・分析対象とする。本小論では、この教育課程基準のうち、「農業科」という独特な制度の概念と社会的背景のほか、とくに教育課程のフレームワークを成す教育目的と教育課程編成原理、ならびにこれらの実現の基礎となる教育条件に焦点を当てる。

主要な調査方法としては、市教委が作成した各種文書資料に関する調査と市教委に対する聞き取り調査の2つを組み合わせたものとする。

3. 「農業科」の制度概念

「農業科」は、現行制度としては、前述のように、喜多方市立小学校が「総合的な学習の時間」を利用して、年間標準授業時数35時間を目安として行っている必修の教育活動のことである⁽⁶⁾。

小学校の「総合的な学習の時間」は、国の基準（「学校教育法施行規則」）により第3～6学年に必修として置かれている。このため、「農業科」も第1～2学年には設置されず、第3学年からの4年一貫の活動とされている。また、国の基準では小学校の「総合的な学習の時間」の年間標準授業時数は各学年70時間とされているので、「農業科」はこのうちの半分を費やして行うものとされていることになる。

このように「農業科」は、「(農業)科」という呼称であるものの、正しくは教科外活動である。ただし、「総合的な学習の時間」を活用して授業時数を特設した領域主義の教育活動であり、事実上教科活動に近い。これは、「農業科」が、2007年度に発足した当初、教育特区制度を利用した特設の教科活動であった⁽⁷⁾ことによると考えられる。この「教科としての『農業科』」を廃止し、現行制度のように「総合的な学習の時間」の一環として行うようになったのは2008年度からである。2008年の「小学校学習指導要領」全面改定（文部科学省告示第27号）により、「総合的な学習の時間」に関し、「自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。」（下線引用者）という新たな規定（「第3 指導計画の作成と内容の取

「喜多方市小学校農業科」制度に見る普通教育としての食料生産に関する技術・職業教育の取り組みと課題

扱い」2(3)が設けられたことを利用した措置であった⁽⁸⁾。

また、「総合的な学習の時間」は中学校にも全学年を通して必修化されているが、「農業科」は中学校段階には設置されておらず、小学校に固有の活動とされている。市教委としては、今のところ「農業科」を中学校段階へ伸張させる予定はないとのことであり、むしろ(小学校の)家庭科などとのいわば横の連携を強化して、「農業科」において栽培・収穫した作物を「調理」する方向へ広げたいとのことであった⁽⁹⁾。

なお、筆者らが2013年度に各小学校において実際に行われている「農業科」を調査したところ、授業時数については、標準の2倍の70時間を当てている学校も認められた⁽¹⁰⁾。

4. 「農業科」制度の社会的背景

「農業科」制度存立の社会的背景としては、地域の重要産業であり続けている農業に対する危機感と農業の持続的発展への志向が強く認められる。

喜多方市の農業は、1960年代半ば頃まで市の基幹産業に位置づいていた。市の農業従事者数は2005年現在で過去20年間に30%近く減少したが、産業3部門別就業者数で見ると、第1次産業は約17%を示しており、全国平均の4.9%を大きく上回っている⁽¹¹⁾。市の農業の内容は、全体として見ると、生産額の約70%を占める稲作(水稲)を中心として、それにグリーンアスパラ等の畑作と畜産を組み合わせた複合的農業である。

市の農業従事者の担い手不足と高齢化は深刻である。耕作放棄地の増大も目立つようになって

た。しかし、製造業や建築業、商業の発展の可能性にも大きな期待を寄せることは厳しく⁽¹²⁾、「魅力的でやりがい」のある農業経営の実現が市の重点施策の一つになっている。

こうした状況を受け、市は2003年度から、有機農法による水稲栽培や学校給食への地元農産物の利用推進など、「農業体験学習」や「食農教育」を積極的に進めてきた。市教委は、こうした10年余の経験にもとづき、市内には農業従事者が少なくないことを活用して、小学校が、保護者や地域住民の協力を得ながら、「本格的な農業活動」に取り組むことは「比較的容易なこと」であり、「児童にとっても取り組みやすい活動」であると認識している⁽¹³⁾。

すなわち「農業科」は、子どもたちが、地域の農業従事者の経験等を頼りにしながら、自らが生きる基盤としての地域を支える農業に向き合い、その本質を損なわない「本格的な農業活動」について学ぶ場として制度化されたものである。そして市は、こうした「本格的な農業活動」の学びを通して、子どもたちが、地域の農業を「魅力的でやりがい」のあるしごととして実感することを期待しているとみることができる。以下、このことについて、分析を進めることにしたい。

5. 「農業科」の教育目的

「農業科」では、教え学ぶ対象となる農業について、「『土を耕し、種をまき、いのちを育み、いのちをつなぐ』という、人間にとって最も基本的な活動」であると考えられている⁽¹⁴⁾。すなわち、「農業科」は、農業のこうした根源的な意味を、子どもたちに実感豊かに分かち伝え

ることをめざしている。

このため「農業科」では、子どもたち自身の「農作業の実体験活動」が不可欠なものとして重要視され、「種をまき、苗を育て、植え付けをし、水や肥料の管理、除草、収穫、調理・加工という一連の活動」を通して学習を進めることが目標化されている⁽¹⁵⁾。市教委は、こうした一連の「農作業の実体験活動」を通して、子どもたちを「市の農業のよき理解者・支援者」に育てることを望んでいる⁽¹⁶⁾。

市教委が「農業科」の全体的な指導「目標」として位置づけているのは次の3点である⁽¹⁷⁾。

①「農作業の実体験を通して、自然の係わり合いの複雑さについて理解し、他の生き物と共存することの大切さを理解できるようにする。」

②「農作業の実体験を通して、食べることの意味を理解し、生命の大切さを理解できるようにする。」

③「農業に必要な気象、土壌、生物等の基本的な知識を習得すると共に、将来を予測し、計画的に農業に取り組むことができるようにする。」

6. 「農業科」の教育課程編成原理

以上の分析結果を整理すると、「農業科」の教育課程は、農業従事者を中心とする保護者・地域住民の協力を得て、「本格的な農業活動」に見合う一連の「農作業の実体験活動」を、小学校第3～6学年の4年一貫で提供することを原理的方針としていることが理解できる。

さて、喜多方市に限らず、そもそも農業は、その基軸となる作物栽培にそくして言えば、人為的制御が極めて困難な、農地という土地を基

幹技術にして、食用の植物という生物を育成する営みである。このため農業は、他の生産部門には見られない独特な「不確実性」につねに直面することになる⁽¹⁸⁾。農業従事者たちは、こうした「不確実性」という難題に対峙し、安定的に利潤を生み出すことが可能な食料生産を実現するためにさまざまな創意工夫や技術開発を試みてきた。地域のなかで培われてきた過去の農業経験を参考にすることはそのための最も標準的な手法の一つである。農業は「経験がものを言う」⁽¹⁹⁾ 営みである。言い換えれば、農業の経験が浅い者が「本格的な農業活動」を行うためには、地域の農業経験を活用することが不可欠である。

実際に「農業科」では、地域の農業経験にもとづいた、とくに次の4つの教育条件整備の手だてによって、「本格的な農業活動」に見合う子どもたちの一連の「農作業の実体験活動」の現実性・実現可能性が担保されている。

すなわち、第1に、学校ごとに、地域の中核農家の祖父母などを無償の「農業科支援員」として活用していることである。第2に、農地の適正利用を図る「農園利用方式」に則り、学校近隣の農地を実習地として利用していることである。第3に、市教委が、会津農林事務所喜多方農業普及所の作成協力を得て、「喜多方市小学校農業科推奨作物一覧」(現行版は2013年一部改訂版)を策定し、各学校での利用を推進していることである。第4に、市教委内に組織された「喜多方市小学校農業科推進協議会」を著作者として、独自の教科書『小学校農業科副読本』(2008年)を編纂し、各学校での利用を進めていることである。

次節において、これら4つの教育条件整備の個々について、概要を述べる。

7. 「農業科」の教育条件整備

7-1. 「農業科支援員」の配置

第1の措置「農業科支援員」は、市によると、「各学校2～10名程度の方々が年間を通じて主に農作業について先生役として多大な支援いただいております。3月末に各学校からの推薦を受け、5月上旬に委嘱状交付式を実施します。」とされている⁽²⁰⁾。市教委の説明では、「農業科支援員」は、実際には「各学校の状況に応じて」配置されているとのことであり、学校の垣根を越えた「農業科支援員」たちの連携や意見交換を図るため、年1回、全体「交流会」も行われているという⁽²¹⁾。

こうした「農業科支援員」の無償の協力は、次項の実習地の確保の問題にも密接に関係していると考えられる。

7-2. 「農園利用方式」による実習地の確保

第2の措置、「農園利用方式」を活用した実習地の確保については、いくつかの前提的な補足説明をする必要があるろう。

前述のように「農業科」では、「本格的な農業活動」に見合う一連の「農作業の実体験活動」を行うことを教育課程の編成原理としており、この場合の「農作業」とは、種まきから始まる作物栽培がおもに想定されている。したがって、「農業科」の授業の実施のためには、子どもたちが作物栽培を行うための実習場所の確保が不可欠となる。「農業科」はこの実習場所を、各校の校地内に構えることをせず、学校近隣の農

地を利用する方式を採用している。このことは「農業科」の大きな特徴の一つである。

ただし、日本の農地は、地主制土地所有の歴史に対する深い反省にもとづき、「農地法」により「農地を農地以外のものにすること」が厳しく規制されている。このため、農地を学校教育において使用するためには、この法的規制に抵触しないように工夫する必要がある。

「農業科」はこの問題を「農園利用方式」の活用によって解決している。この場合の「農園利用方式」とは、農家（農地所有者）が開設した「農園」を利用して、当該農家以外の者（一般利用者）が営利以外の目的で継続して農作業を行うことができるようにした仕組みのことである。

ただし、この方式の「農園」を「農業科」の実習地として利用する場合、以下のようないくつかの条件を満たさなくてはならないと考えられる⁽²²⁾。

①「農園」は、その土地所有者である農家が自らの農業経営の一環として開設するものとされるため、「農業科」において利用する場合、子どもたちは、当該農家の指導・管理の下に、農作業の一部を分担するとされなくてはならないことである。

②「農園」内では利用者による継続的な農作業が行われなければならないので、子どもたちは、原則として、年に複数回の段階の農作業（植え付けと収穫等）を行う必要があることである。

③「農園」の農作業は農家の農業経営の一部とされるから、子どもたちが農作業を行っても、収穫物の所有権は農家にあるとされなければならないことである。

これら以外にも、「農園」利用者は利用料を支払わなければならないという条件も満たす必要がある。市教委の説明によると、「農業科」では、実習地所有者に「圃場管理費」として一律年間25,000円を現金で支払っているとのことであった⁽²³⁾。この「圃場管理費」が「農園」利用料に相当すると考えられる。

7-3. 「喜多方市小学校農業科推奨作物一覧」の利用

市教委が、会津農林事務所喜多方農業普及所の協力を得て作成し、各学校の利用に供している「喜多方市小学校農業科推奨作物一覧」(2013年一部改訂版)⁽²⁴⁾(以下、「作物一覧」とする)とは、本小論末尾の「資料」として掲載したものである。

この「作物一覧」において「推奨」されている栽培品種は、大きくは「必須作物」と「選択作物」の2つから構成されており、「農業科」では、「必須作物」と「選択作物」を合わせて年間3品種以内の栽培が望ましいとされている。「必須作物」として、大豆や水稲など計10品種、「選択作物」として、じゃがいも、大根など計14品種が提案されている。ただし、水稲は「他の作物と組み合わせると、時間が不足するため単一(単作のこと:引用者注)が望ましい」とされている。

また、本小論末尾の「資料」中には抜粋しなかったけれども、「作物一覧」では「花卉類や樹木」の栽培は行うべきではないと注意書きがされており、「食育の観点からも食べられる作物が望ましい」とされている。同様に、トマトなどの「果菜類」は、栽培期間や収穫の時期の

関係から、子どもたちと「達成感や感動を共有することが難しい作物」のため、「農業科」での取り扱いを「お勧めしません」とされている。同じくアスパラガスなどの「多年生作物や果樹」も子どもたちにとっては「自分たちが育てたという実感が得にくい作物」とされている。

さて、こうした「作物一覧」の作成に協力した会津農林事務所喜多方普及所は、福島県耶麻地域(喜多方市、耶麻郡北塩原村、同郡西会津町)の「農業振興」をめざした行政機関であり、地域農業推進課と経営支援課の2つの部署から構成されている。所在地は喜多方市内である。経営支援課では「農業担い手の育成」「園芸産地の振興」「地域特性を生かした作物の産地化」などが図られている⁽²⁵⁾。

以上のことを整理すると、「作物一覧」には次のような特徴が認められると言えよう。

- ①喜多方市という地域において栽培(生産)に無理がない作物が合理的に選定されていると考えられることである。
- ②食料となる作物に限られていることである。
- ③子どもたちが、栽培・収穫等の実習を通して、「自分たちが育てたという実感が得」られ、「達成感や感動を共有する」ことが可能な(食用の)作物が選出されていることである。
- ④単作が推奨されている水稲栽培以外は、3品種以内の複合的な作物栽培が標準化されており、現実の農業経営に結びつく計画的な農業実習が想定されていると考えられることである。

7-4. 『小学校農業科副読本』の編纂・利用

「農業科」では、市教委内に組織された「喜多方市小学校農業科推進協議会」が著作者と

「喜多方市小学校農業科」制度に見る普通教育としての食料生産に関する技術・職業教育の取り組みと課題

なって編纂され、2008年に発行された市独自の教科書『小学校農業科副読本』の利用が推奨されている。

本小論で注目したいことは、本書の著作者である。本書の奥付によると、「編集・執筆」を担当した具体的な著作者は計13名であり、その内訳は、小学校長1名、小学校教頭2名、小学校教諭3名、学校給食共同調理場栄養技師1名、県立農業高等学校教諭3名、喜多方農業普及所地域農業推進グループ職員1名、JA営農企画課職員1名、市教委1名である。小学校用の教科書（副読本）の編纂であるけれども、地域の農業生産に関する専門的知見が豊かな喜多方農業普及所員やJA職員、県立農業高等学校教員らを少なからず擁していることは本書の重要な特徴を成していると考えられる。

8. 「農業科」での学びに関する子どもたちの感想

本小論は「農業科」の教育制度に関する調査・分析を主要な課題としたため、各小学校において実際に行われた教育実践についてはほぼ全く言及しなかった。そこで本小論の最後に、「農業科」での学びに関する子どもたちの思いを「作文」集からいくつか取り出してみたい。2012年度「喜多方市小学校農業科作文コンクール」において「入賞作品」と認められた「作文」のなかの子どもたちの学びの内実である。

【N小3年男子「農業科の勉強をして」】⁽²⁶⁾

ほくは、そうごうの時に野菜をそだてました。(中略) ほくは、このべん強で野菜をそだてるには、時間もかかるし、いろいろなトラブルがあることがわかりました。野菜をそだてるのは

たいへんだけど、来年は、もつとそだてるのがむずかしいけれどおいしい野菜と、あとイチゴなどのくだものをつくって、いろんな、りょうりをつくりたいです。野菜をつくるのはたいへんだと思います。

【S小4年女子「ジャガイモを育てた体験から」】⁽²⁷⁾

私たち四年生は、今年の総合の学習で、ジャガイモを育てることになりました。(中略) 実さいに種イモを植えた時、その植える深さやとなりのはば、向きなど、細かいところまで教えてもらい、ただ植えればいいと思っていた私には、おどろきでした。野菜作りには、そうした細かいところにまで注意をはらわなければならないし、その野菜にあった育て方というものがあるんだと思いました。

【H小6年女子「自分も成長できた農業科」】⁽²⁸⁾

私は、学校で四年間、農業科を学習してよかったなあ、と思います。なぜかと言うと、野菜の作り方が分かったからです。また、初めて野菜がくれた嬉しさや、野菜づくりを失敗してしまった悲しさ、そして、ねずみやもぐらなどに食べられてしまった悔しさなどが分かったからです。／農業科で学んだことで私は、野菜だけでなく、自分も成長できたなあ、と感じました。

9. 総括——「農業科」制度の特徴と技術教育的意味

以上の分析の結果を総括すると、「農業科」の教育制度には「本物の農業、を教え学ぶことへのこだわりが顕著である」という技術教育的意味が認められる。日本では類似の教育活動を展開しようとする、家庭内生活に役立つという

発想を重視した家庭的・趣味的園芸を志向する傾向が強くなるけれども、「農業科」では、社会・経済的な生産活動としての農業という枠組みが大切にされている。農業とは本来、食用の健康的な作物・動物を育てる営みである。

第8節でごく一部を紹介した子どもたちの感想においては、「野菜をそだてるには、時間もかかるし、いろいろなトラブルがあることがわかりました。野菜をそだてるのはたいへんだけれど、来年は、もつとそだてるのがむずかしいけれどおいしい野菜」や「くだもの」を栽培して食したいという見解が認められる(N小3年男子)。子どもたちは、「農業科」の授業を通して、直感的に農業の本質を理解していると思われる。

前述のように農業は、他の生産部門には見られない独特な「不確実性」につねに直面する。農業は、元来、この児童が述べるように、「いろいろなトラブル」に見舞われる「たいへん」で「むずかしい」営みである。このため「農業科」のように「本格的な農業活動」を行おうとするときには、当該地域の農業従事者たちが永々と築いてきた農業経験を活用することが不可欠となる。地域ごとに「その野菜にあった育て方」(S小4年女子)がある。

「農業科」がこうした社会的生産活動としての農業の本質を見失わないようにしていることは、第7節で述べた「農業科」の4つの教育条件整備の取り組み、すなわち、「農業科支援員」の配置、「農園利用方式」による実習地の確保、「喜多方市小学校農業科推奨作物一覧」の利用、『小学校農業科副読本』の編纂・利用によく示されている。なかでも、現実の農業経営

で使用されている農地を「農業科」の実習地として活用していることは、「農業科」制度がめざす「本格的な農業活動」の「本格」性を担保する上でかなめの役割を果たしていると考えられる。農地は、農業における最も重要な基幹技術であるからである。土壌の構成を含むそれぞれの農地の構造には、農業従事者の専門的英知が凝縮されている。その意味で、子どもたちが本物の農地から学び得ることには計り知れないものがある。「『土作り』こそが農業技術の根幹」である⁽²⁹⁾。

このように「農業科」の教育制度は、総じて、農業の本質を教え学ぶ営みの実現を志向していると考えられる。その意味で「農業科」は、現実社会の食料生産に関する「技術および労働の世界への手ほどき」を提供していると言え、極めてローカルな存在でありながら、内実としてはグローバルスタンダードに迫る試みであると評価できよう。

ただしその反面、改善すべき課題も少なからず認められる。最も大きな課題であると考えられることは、実習地のあり方である。「農業科」が志向する、「本格的な農業活動」に見合う子どもたちの一連の「農作業の実体験活動」の実現にとって、現在の実習地は望ましい教材として認められるであろうか。

繰り返し述べるように、「農業科」では「農園利用方式」を活用して学校近隣の農地を実習地として使用している。「農園利用方式」を採用する関係上、「農業科」の実習は、当該農地の所有者である農家が営む農作業の一部とされなければならない。当該農家の指導・管理が不可欠となる。こうした実習地をめぐる構造的な特性

は、確かに「本格的な農業活動」の存立基盤になっているものの、それと同時に、子どもたちの学びや教師の教えの主体性を損なわせる危険性をはらんでいることは間違いのないであろう。実際に市教委は、「農業科支援員」たちに、実習地での指導に際して、子どもたち自身の活動をしっかりと保障することに努めて欲しいとしばしば要望しているとのことであった⁽³⁰⁾。

「農業科」においても各小学校の校地内に基本的な実習地を構えることを通して「本格的な農業活動」を実現するための工夫が必要であろう。この点にこそ地域の農業経験の活用が結集されるべきである。

注

- (1) UNESCO, Convention on Technical and Vocational Education (1989), Revised Recommendation concerning Technical and Vocational Education (2001), etc.
- (2) 本小論は、坂口謙一・高松明良「地方分権化時代の普通教育としての食料生産に関する技術教育の取り組みと課題」『職業大フォーラム 2014 講演論文集』, 2014 年, 90～91 頁, を坂口 of 責任の下に大幅に加筆・修正したものである。
- (3) 坂口謙一編著『技術科教育』一藝社, 2014 年, 14～15 頁。該当部執筆: 坂口。
- (4) 坂口謙一「地方分権化時代の小・中一貫ものづくり科に関する調査研究(Ⅱ)」『教職研究』(立教大学) 第 24 号, 2014 年, 12～13 頁。
- (5) 平田憲一「喜多方市の『農業科』」『技術と教育』第 472 号, 2013 年, 6～8 頁。
- (6) 喜多方市教育委員会「喜多方市小学校農業科全体計画 平成 24 年 4 月」に収録されている「平成 24 年度喜多方市小学校農業科(総合的な学習の時間)年間授業時数」による。
- (7) 喜多方市の Web サイトに掲載された「農業科のあゆみ」による。http://www.city.kitakata.fukushima.jp/shimin/gyosei/14902/14980/18176/017751.html。最終確認 2015 年 1 月 5 日。
- (8) 喜多方市教育委員会教育部学校管理課に対する聞き取り調査による。2013 年 12 月 4 日実施。以下, 対市教委調査とする。
- (9) 同上。市教委の説明によると, 中学校については, 小規模校では学校独自の類似の取り組みが行われていること, 中・大規模校では実習地の確保が困難なためとのこと。
- (10) 高松明良「『喜多方市小学校農業科』における食料生産に関する技術教育の研究」東京学芸大学 B 類技術専攻 2013 年度卒業論文, 技術教育学研究室所蔵。
- (11) 喜多方市の農業の状況と農業に関する市政については, とくに断らない限り, 喜多方市「喜多方市農林業ビジョン」, 2010 年, による。産業 3 部門別就業者の割合に関する全国平均の数値は, 国勢調査に関する総務省統計局の Web ページから算出。http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/kouhou/useful/u18.htm。最終確認 2015 年 1 月 5 日。
- (12) 喜多方市「喜多方市総合計画」, 2007 年, 5 頁, など。
- (13) 前掲「喜多方市小学校農業科全体計画」, 3 頁。
- (14) 同上資料, 2 頁。
- (15) 同上資料, 4 頁。
- (16) 同上資料, 3 頁。
- (17) 同上資料, 4 頁。

- (18) 本間正義『農業問題』筑摩書房, 2014年, 26頁。
- (19) 生源寺眞一『農業がわかると, 社会のしくみが見えてくる』家の光協会, 2010年, 172頁。
- (20) 喜多方市のWebサイトに掲載された「喜多方市小学校農業科情報」による。<http://www.city.kitakata.fukushima.jp/shimin/gyosei/14902/14980/18176/017750.html>。最終確認2015年1月5日。
- (21) 前掲, 対市教委調査による。
- (22) 農林水産省のWebページ「市民農園をはじめませんか」を参照。http://www.maff.go.jp/j/nousin/nougyou/simin_noen/index.html。最終確認2015年1月5日。
- (23) 前掲, 対市教委調査とこのときに提供された文書資料「平成25年度喜多方市小学校農業科打ち合わせ会 平成25年4月12日(金)午後3時45分～ 第一小学校会議室」による。
- (24) 筆者らが入手した喜多方市教育委員会「喜多方市小学校農業科推奨作物一覧」(2013年一部改訂版)はA3用紙1枚片面にフルカラー印刷されたものである。
- (25) 福島県のWebサイト内の会津農林事務所のページを参照。http://www.pref.fukushima.lg.jp/download/1/aizunourin_sosikizu2013.05.pdf, など。最終確認2015年1月5日。
- (26) 喜多方市教育委員会編・発行『平成24年度喜多方市小学校農業科作文コンクール作品集』, 2013年, 25頁。
- (27) 同上冊子, 12頁。
- (28) 同上冊子, 49頁。
- (29) 神門善久『『メシがうまい』社会をめざして』『中央公論』2011年8月号, 77頁。
- (30) 前掲, 対市教委調査による。

謝辞

資料調査に際し, 喜多方市教育委員会の渡部通氏より格別な協力を得た。記して謝意を表する。

資料

喜多方市小学校農業科推奨作物一覽

小学校農業科の栽培品目数は1学年につき
「必須作物」+「選択作物」で3品目以内

必須作物リスト				
年間を通じた作物の例				
作物名	難易度	推奨学年	コメント	栽培期間
大豆	中	全学年	国語「すがたをかえる大豆」との連携を図る。中学年であればマルチ栽培、高学年であればマルチを使わない栽培。「打ち豆」への加工も。	150日程度
サツマイモ	低	3・4	管理が安易すぎるため、マルチを使わず培土・除草。	150日程度
里芋	中	3・4	培土により小芋の成長変わる。乾燥に弱い。郷土料理「こづゆ」との関連が期待できる。「ついき」への加工。	150日程度
かぼちゃ	低	3・4	夏休み明けに収穫。整枝・人工授粉にも取り組む。	120日程度
落花生	中	4・5	開花前にマルチをはぎ取り、培土を行う。子房が地中で成長するところがおもしろい。	150日程度
小豆	中	5・6	適期収穫が難しい。順次手摘みが望ましい。	150日程度
長ねぎ	高	5・6	白身を長くするために何度も培土する。	210日程度
ごぼう	中	5・6	作土の深さが必要。収穫が大変。	180日程度
水稲(一般米)	中	5・6	社会「米づくりのさかんな庄内平野」との連携を図る。	150日程度
水稲(もち米)	中	5・6	社会「米づくりのさかんな庄内平野」との連携を図る。	150日程度
「夏」と「秋～冬」に 収穫できる作物の組 み合わせ	高	全学年	夏休み期間中の収穫を避ける。高学年で行う場合はマルチを使わない栽培。「夏」1品目+「秋～冬」1品目=カウントは2品目。	150日程度
選択作物リスト				
夏に収穫できる作物の例				
作物名	難易度	推奨学年	コメント	栽培期間
じゃがいも	低	3・4	早生品種で夏休み前に収穫。	110日程度
レタス	中	3・4	リーフレタスは栽培期間短い。	100日程度
ほうれん草	中	3・4	品種により栽培期間異なる。	40日程度
とうもろこし	低	3・4	晩生品種で夏休み明けの収穫。	100日程度
枝豆	中	3・4	晩生品種で夏休み明けの収穫。	90日程度
小松菜	中	5・6	品種により栽培時期異なる。	40日程度
チンゲン菜	中	5・6	品種により栽培時期異なる。	40日程度
スイカ	高	5・6	糖度を高める栽培はさらに難易度高い。	100日程度
人参	中	5・6	品種により栽培時期異なる。	110日程度
ブロッコリー	中	5・6	防除必要。	100日程度
秋～冬に収穫できる作物の例				
作物名	難易度	推奨学年	コメント	栽培期間
大根	中	全学年	9月上旬播種。	60日程度
白菜	中	全学年	9月下旬、夏休み明けすぐに播種。	70日程度
秋そば	低	全学年	8月上旬、夏休み中に播種。	100日程度
かぶ	中	全学年	9月上旬播種。	40日程度

※喜多方市教育委員会「喜多方市小学校農業科推奨作物一覽」(2013年一部改訂版)より一部抜粋して作成。